

※あくまでも一例になりますので、予防係へ確認願います。

## ① 事前相談

- 平面図等の建物概要がわかる資料を持参してください。
- 必要となる消防用設備等や営業開始までの日にちを確認しておいてください。

## ② 届出

- 事前相談で届出が必要な各種届出を提出してください。
  - ・ 防火対象物使用開始届出書
  - ・ 工事整備対象設備着工届出書
  - ・ 火を使用する設備等の設置届出書…etc
- 消防用設備等の工事は、一部を除き消防設備士の資格を有した者が行う必要があります。
- 届出書の内容によっては、訂正して提出してもらう場合があります。

## ③ 工事完了

- 工事完了後、消防用設備等設置届出書を提出して下さい。提出後、消防職員が検査を行いますので、現地確認の日程調整をお願いします。

## ④ 消防検査

- 消防職員による検査を受け、消防法令や安芸市火災予防条例に適合されているか確認を受けてください。
- 消防検査で指摘を受けた事項は、営業開始日までに是正してください。（是正内容によっては、再度検査を受けなければなりません。）

## ⑤ 防火管理者選任

- 防火管理者の選任が義務付けられている、事業所は届出書を提出してください。
  - ・ 防火管理者選任（解任）届出書
- 選任された防火管理者は、消防計画を作成し、提出してください。
  - ・ 消防計画作成（変更）届出書

## ⑥ 営業開始

- 営業開始後は、消防用設備等の適正な維持管理をお願いします。